

講 演

ヨーロッパの多層的人権保障システム： 挑戦・機会・危険

イエルグ・ポラキイエビッチ⁽¹⁾
根岸陽太* (監訳)

はじめに

本日、東京の名誉ある早稲田大学において、日本全国から集まった著名な先生方の前で講演することは、私にとって格別の喜びである。戸波江二教授と小畑郁教授にはとくに感謝を申し上げる。先生方の協力なしには、本日の私の参加は実現しえなかつただろう。

日本へ来ると、我々の複雑な基本権保障システムに関して、皆さんが深く広い知識を持っていることに常に驚かされる。そのシステムは、まさに「混み入った家 (*crowded house*)」と言える⁽²⁾。市民や法実務家は、異なる基準・構造・用語・条件を用いた、ときには同時に適用される様々な拘束力のある文書に直面している。これらの文書とは、多くの場合に憲法上の基本権を含む国内法、欧州人権条約とその議定書、そして欧州連合 (EU) 法、とくに EU 基本

(1) Professor at the *Europainstitut* of the University of Saarbrücken and Director of Legal Advice and Public International Law (Legal Adviser), Council of Europe. Any views expressed in this article are those of the author and do not necessarily reflect the official position of the Council of Europe.

* PhD Candidate in Law, Waseda University, Tokyo, Japan; Research Fellow of the Japan Society for the Promotion of Science; and Guest Researcher of the Max Planck Institute for Comparative Public Law and International Law, Heidelberg, Germany. Email: yota.negishi@ruri.waseda.jp.

(2) P. Cruz Villalón 'Rights in Europe—The Crowded House' King's College London—Working Paper 2012.

権憲章である。

その結果として生じる複雑性をいかにして最も上手く表現できるだろうか。2014年1月31日、ストラスブールでの司法年度の初日に、ドイツ連邦憲法裁判所所長を務めるアンドレアス・フォスクーレ氏は、様々な組織の間の微妙なバランスをモバイルになぞらえた⁽³⁾。モバイルとは、糸やワイヤーで繋がれた可動式でバランスのとれた部品の組み合わせから成り立つ動く彫刻を指す。他の比喩として用いられる音楽の対位旋律 (counterpoint; ポリフォニー) は、調和的に相互依存しながらも、リズムや韻律において独立した音声の関係を意味する⁽⁴⁾。いずれの場合にも、ケルゼン型の階層的ピラミッドの発想は否定されるはずである。

アクターの多様性は相互充実や相乗効果にとって貴重な機会をもたらす。各々のアクターが保障を制限するというよりもむしろ強化する傾向にあることから、異なる管轄権の競合は個人にとって有益であると主張されてきた。それと同時に、様々な法文書が大部分で重複することは、時折それらの究極的な解釈権者に関する緊張関係を生じさせる。多様なアクターが各々の役割に自覚的であり、それらの相互作用を共有された原則や価値に基礎づけるかぎり、異なるアプローチは相互に充実し合うことになる。

我々が日本古来の法文化から学ぶことができるように、究極の目的は、個人に資する調和と相互充実にある。すでに西暦604年に、聖徳太子の憲法十七条は「和 (やわらぎ) を以て貴しと為し、忤 (さか) ふること無きを宗 (むね) とせよ」と宣言していた。

実際に、我々はヨーロッパの裁判所と国内最高位の憲法裁判所・最高裁判所の間での動的な対話や、高い割合での意見の一致を目の当たりにしている。一つだけ例を挙げると、2013年2月19日に、欧州人権裁判所とドイツ連邦憲法裁判所は、論拠は異なるが、同性愛者の養子縁組に関する権利を同時に承認している。欧州人権裁判所による X ほか対オーストリア事件判決では⁽⁵⁾、第二の親としての養子縁組についての未婚の同性愛者カップルの権利が問題とさ

(3) A. Voßkuhle 'Pyramid or Mobile? —Human Rights Protection by the European Constitutional Courts' Opening of the Judicial Year 2014 at the European Court of Human Rights Strasbourg, 31 January 2014.

(4) M.P. Maduro 'Contrapunctual Law: Europe's Constitutional Pluralism in Action' in N. Walker (ed) *Sovereignty in Transition* (Oxford, Hart, 2003), 501-537.

(5) *X. and Others v. Austria*, judgment (GC) of 19 February 2013 (19010/07).

れ、他方で憲法裁判所判決は登録された市民（同性愛）パートナーによる養子縁組の禁止に関係していた⁽⁶⁾。事実として、憲法裁判所は、欧州人権裁判所よりもさらに一步踏み込んでおり、登録された市民パートナーによる養子縁組の禁止が法の下での平等（基本法3条1項）に関する一般原則に違反したと判断した。

本日の講演では、欧州人権裁判所とEU司法裁判所の各々の役割およびそれらの相互作用について皆さんと見解を共有したい。その文脈において、これら二つのシステムを完全に統合するための最も野心的な計画、すなわち、EU司法裁判所の意見2/13号を受けた欧州人権条約へのEU加入の見通しも分析する。

欧州人権裁判所

欧州人権条約は、一定数の権利の実効的保障を提供する国際条約であり、EU法秩序とは異なる意味での法秩序を形成している。欧州人権条約は、第二次世界大戦の恐怖を二度と繰り返させないために、ヨーロッパに基本的原則を遵守させる手段として誕生した。しかし、60年以上も経過した今日において、欧州人権条約の機能は大戦の再発防止という単一の目的に還元されるものではない。「世界人権宣言に述べられている諸権利を集合的に実現するための第一歩」として⁽⁷⁾、欧州人権条約は、ヨーロッパ人権法に共通する「共有された見解」を構成し、「締約国が政府と個人の間のような基本的均衡を選択するうえでの裁量」を定義づけている⁽⁸⁾。

欧州人権条約システムの全体的な成功は、締約国によって実効的に履行される共通最低基準を明確にするという、欧州人権裁判所の広く認められた権威に依存している。しばしば曖昧で概要にすぎない条約規定を解釈し、それらの規定をどのように具体的事案へと適用するかについて一般原則を発展させることこそが人権裁判所の役割である。

(6) BVerfG, 19 February 2013-1 BvL 1/11, 1 BvR 3247/09.

(7) ECHR, preamble para. 4.

(8) J.H.H. Weiler 'Fundamental Rights and Fundamental Boundaries: On Standards and Values in the Protection of Human Rights' (1995), reprinted in J. H. H. Weiler *The Constitution of Europe: do the New Clothes Have an Emperor? And other essays on European integration* (Cambridge University Press 1999), 107-116.

欧州人権裁判所がそのような地位を享受し、自身の判例法を矛盾なく厳格に発展させるためには、裁判官の資質が重要となる。要求される広く深い専門的経験を有する裁判官のみが、最高裁判所および憲法裁判所における同志の視点から見て、欧州人権裁判所が欧州人権条約のもとで実効的に機能を果たすために必要な正統性をもたらすことができる。

近年では、裁判官の選挙（・選出）過程を改善するための重要な措置が採用されている。閣僚委員会は、すでに2010年に「欧州人権裁判所裁判官の選挙に関する専門家諮問パネル」を創設しており⁽⁹⁾、2012年には欧州人権裁判所裁判官の地位への候補者選出に関する指針を採用している。2015年には、議員総会が裁判官選出に関する小委員会を完全な委員会へと変革させた。

2010年2月19日インターラーケン宣言は、「少なくとも一つの公用語の習熟に加えて、国際公法および国内法システムに関する知識を含む、欧州人権裁判所裁判官としての公職に関する条約基準の完全な充足」を確保するよう締約国に要求したが、同パネルの創設は、その実施の一部を成している。同パネルは、自身の見解を主に締約国へと宛てており、議員総会から独立して活動する。しかしながら、閣僚委員会決議（2010）26は、同パネルの見解が議員総会にも通達されると規定することで、議員総会、および特に裁判官選出委員会が、同パネルの専門的見地から完全に可能な範囲で恩恵を受けられることを明示している。

同パネルの見解を十分に考慮に入れることは、欧州人権条約のもとでの裁判官選出に関する議員総会の特権を疑問視することを意味しない。同パネルは単に、議員総会が欧州人権条約21条1項の要件をすべて満たす3名の候補者から選出するよう確保しようと努めるだけである。

これらの改善にもかかわらず、欧州人権裁判所裁判官の選挙（・選出）過程は依然として懸案事項のままである。ある学者が述べたように、「高度な要件、徹底的な検査および究極的には政治的な判断までも組合わさることにより、少しばかり行き詰まりの状態が創り出されている。……列挙された基準、そして望ましい候補者のプロフィールは、彼らの資質を証明する手続と乖離している」⁽¹⁰⁾。

(9) CM resolution CM/Res (2010) 26 of 10 November 2010.

(10) M Bobek 'Epilogue' in: M. Bobek (eds.) *Selecting Europe's Judges—A Critical Review of the Appointment Procedures to the European Courts* (Oxford University Press 2015), at 305.

2015年12月に、全47加盟国からの政府専門家を集める人権運営委員会が欧州人権条約システムの長期的将来に関する報告書を提出した。この報告書は、選出手続一般や、特に即時フォローアップ事項を含む国内選出手続を見直す可能性を強調している⁽¹¹⁾。現在のところ同報告書は閣僚委員会によって検討されており、当該分野でさらなる措置が必要となるかが決定されることになっている。

欧州人権裁判所にとっての大きな挑戦の一つは、国内のおよび超国家的な基本権規定の多様性を尊重しながら、共通最低基準を明確化することにある。イズミール（2011年）・ブライトン（2012年）・ブリュッセル（2015年）で欧州人権裁判所の将来に関する政府間会議が開催されて以来、締約国における国内裁判所および民主的に選出された立法者によって最も適切に対処されている問題に対して、欧州人権裁判所が自制を働かせるように要請する明白なメッセージが現れるようになった。欧州人権裁判所は、いわゆる「蜘蛛の巣の誘惑（*spider's web temptation*）」に抵抗しなければならない。すなわち、国内法秩序や、将来的にはEUの超国家的法秩序が「毘にかけられた」または「追いつめられた」と感じるような、欧州人権条約に基づく完全な法システムを構築するそぶりを見せるような誘惑である⁽¹²⁾。

第15議定書は、以下の文言を用いて、補完性（*subsidiarity*）原則および評価の余地（*margin of appreciation*）理論を欧州人権条約の前文に導入している。

「締約国が、補完性原則にしたがい、本条約とその議定書に規定される権利および自由を保障する第一義的責任を有し、そのさいに、本条約によって設置された欧州人権裁判所の監督的管轄権に服する評価の余地を享受することを確認し……」⁽¹³⁾。

起草過程において、選択された語句は欧州人権裁判所や非政府組織による批判的となった⁽¹⁴⁾。裁判所所長から人権運営委員会委員長に宛てられた2012

(11) CDDH (2015) R84 of 11 December 2015, paragraphs 104 and 106.

(12) Cruz Villalón, *op. cit. supra* note 2, at 9-10.

(13) Article 1 of Protocol no. 15 amending the Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms. The Protocol will enter into force once it has been ratified by all High Contracting Parties.

(14) For the NGO position, see Joint Preliminary Comments on the drafting of Protocols 15 and 16 to the ECHR, doc. DHGDR (2012) 008. See comprehensively

年11月23日の書簡では、「欧州人権裁判所の判例法で発展してきたように」という文言を含めるよう裁判所が委員会に要請しており、そのような文言なしには、この定式が「文脈の変化によって妥当性および帰結を大きく左右される……概念を示すものとして不完全となるだろう。評価の余地は、……すべての場合に所与の、または不変の概念ではない」との懸念が示されていた⁽¹⁵⁾。

実際のところ、欧州人権裁判所は、生命権、拷問の禁止、奴隷および強制労働の禁止などのデロゲーション不可能なくつかの権利が問題となる場合に、評価の余地が実質的に存在しないと判断してきた。人権運営委員会は、裁判所の意見を注意深く考慮したうえで、それでもなお上記の語句を維持することをコンセンサスにて決定し、裁判所の懸念を反映するために説明報告書のみを修正して、前文の当該条項が「欧州人権裁判所によって発展してきた評価の余地理論に合致する」旨を記載するに留まった⁽¹⁶⁾。最終的に、欧州人権裁判所と議員総会はともに議定書草案に積極的な意見を付している。

私の見解では、用語において、そしておそらく強調点においても、これら2つの立場の間に実際のところ矛盾は存在していない。前文の新条項は、欧州人権裁判所判例に沿うかたちで、欧州人権条約の実施における評価の余地がヨーロッパ平面での監督と連携することを明示的に承認している。裁判所は、自身によって解釈された権利を尊重する責務を一貫して強調しており、他方で前文の新条項は国内平面で実効的に権利を保障するさいに締約国が享受する裁量に言及してきた。

拷問および非人道的なまたは品位を傷つける取り扱いまたは刑罰に関しては、欧州人権条約が絶対的禁止を確実に含んでいるが、法および実践において当該禁止が実効的に保障されているときには、一定の裁量が存在する。欧州人権条約3条は、刑事法における拷問をいかに正確に定義づけるか、または刑罰や証明基準について統一的な基準を課していない。

on the drafting process of Protocols nos. 15 and 16: D. Milner 'Protocols no. 15 and 16 to the European Convention on Human Rights in the context of the perennial process of reform: a long and winding road' 17 ZEuS 20 et seq. (2014).

(15) See Comment from the European Court of Human Rights on the proposed amendment to the Preamble of the ECHR, attached to a letter from the Court President to the CDDH Chairperson of 23/11/2012, doc. #4160804.

(16) Explanatory report to Protocol No. 15 amending the Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms (CETS 213), para. 7.

同様に、他の個人や公的利益に対して競合する権利を比較検討する場合、異なる法システムの文脈で異なる解決策が許容される。欧州人権裁判所は、競合する権利を評価する国内裁判所の役割を代替するような第四審裁判所となつてはならない。国内法では、異なる当事者の私的権利の均衡を図ることは、通例として、憲法裁判所や特別の人権裁判所の任務ではなく、通常裁判所による国内立法の適切な適用の問題である。したがって、唯一の合理的な条件は、条約上の権利をより広範な国内法枠組に適合させるうえで最も適切な立場にある国内裁判所に対して、欧州人権裁判所が一定の評価の余地を認めることである。欧州人権裁判所が取るべき行動は、国内平面で見出される解決策が欧州人権条約それ自体に含まれる「第一義性（priority）原則」の範囲内に留まるよう確保する一方で、国内裁判所の評価の余地を承認することである⁽¹⁷⁾。

欧州人権条約の実施が国内の機関や裁判所に移譲されるほどに、欧州人権裁判所は共通人権基準の番人としての自身の役割により良く専念することができる。欧州人権裁判所の核心的な任務は、重大または新しい人権問題を引き起こす事件、前所長のニコラス・ブラツァ卿によれば、「国内平面での条約遵守に関する重大な問題を示す事件、個人の尊厳および／または身体の保全が問題となる事件、我々の社会における法の支配および民主主義の健全性を測る尺度となる事件」に関して判決を下すことにある⁽¹⁸⁾。

EU 司法裁判所

EU 司法裁判所の裁判官が「我々は基本権裁判所ではない」と公的な講演で頻繁に宣言する一方で、同裁判所が「主に経済事項に関わる裁判所から、今や人権の実現を明示的な任務とする、以前よりもずっと広範な管轄権を有する裁判所へと進化した」ことも同様に真実である⁽¹⁹⁾。主席法務官イヴ・ポー氏は、

(17) See S. Greer *The European Convention on Human Rights. Achievements, Problems and Prospects* (Cambridge University Press 2006), in particular 193 et seq. and 323 et seq.

(18) Intervention before the Committee of Ministers, at the eve of the Brighton conference, on 23 February 2012.

(19) G. De Búrca 'After the EU Charter of Fundamental Rights: The Court of Justice as a Human Rights Adjudicator?' 20 *Maastricht Journal of European and Comparative Law* (2013) 168 (171).

相互承認手続での基本権保障に関する最近の意見において、人権裁判所として振舞うよう EU 司法裁判所に明示的に求めている⁽²⁰⁾。

EU 司法裁判所は基本権に関する優れた判例体系を発展させており、それは 2000年12月18日の EU 基本権憲章の公布よりもはるかに前から始まっていた。最近の特に重要な例は、データの保持⁽²¹⁾、サーチ・エンジン（グーグル事件）⁽²²⁾、セーフ・ハーバー協定（シュレムス事件）など⁽²³⁾、データの保護に関する判決である。プライバシーやデータ保護に関する権利を侵害する EU の法律行為を無効として宣言することで、EU 閣僚理事会と欧州議会という EU の共同立法者に対して、裁判所が基本権と比例性原則を重視しているとの強力な信号を送ることになる。

プライバシーの保障に関しては、2つのヨーロッパ裁判所の相互醸成が特に顕著になっている。シュレムス事件判決の後を追い、欧州人権裁判所は、ザカロフ対ロシア事件大法廷判決で以下のように同様の論拠を採用して、より一層明確な表現で大規模監視システムを禁止している。すなわち、「ロシアのシステムのように、通信サービス・プロバイダーや他のいかなる者にも傍受認証を提示することなく、ありとあらゆる市民の通信を直接に傍受することを秘密捜査官や警察に許容するシステムは、特に濫用される傾向にある。したがって、恣意性や濫用に対する防護の必要性は格別に重大となる」⁽²⁴⁾。

EU 司法裁判所の基本権に関する判例法は、かつては欧州人権条約および欧州人権裁判所判例法に大幅に依拠していた。しかし同時に、EU 司法裁判所は人権保障に関する EU 法システムの自律性と優位性も一貫して強調してきた。特に EU 基本権憲章が EU 法上の法的拘束力を持つようになってから、EU 司法裁判所判例法では基本権憲章のみに焦点が当てられる傾向にある。EU 司法裁判所長官を務めるコーエン・レナーツ氏の表現によれば、「EU 基本権憲章は EU 法の影である。物がその影の輪郭を描くように、EU 法が基本権憲章の

(20) *Cases C-404/15 Pál Aranyosi and C-659/15 PPU Robert Căldăraru, opinion of 3 March 2016, para. 175.*

(21) *Joined Cases C-293/12 and C-594/12, Digital Rights Ireland and Seitlinger and Others, 8 April 2014.*

(22) *Case C-131/12, Google Spain SL, Google Inc. v Agencia Española de Protección de Datos (13 May 2014).*

(23) *Case C-362/14, Schrems v Data Protection Commissioner, Digital Rights Ireland Ltd (6 October 2015).*

(24) *Zakharov v Russia, Judgment of 4 December 2015, para. 270.*

外縁を定めるのだ」⁽²⁵⁾。

EU 司法裁判所が EU 基本権憲章に集中するということが自体が好ましくないわけではない。基本権憲章は結局のところ EU 自身の基本権カタログなのだから。異議を唱えるなら、国際または国内由来の他のすべての権利を除外し、基本権憲章を EU 法秩序における基本権の唯一の法源として扱うようなアプローチをとるような場合である。実際、EU 司法裁判所が欧州人権条約を含む他の人権文書から生じる法理を参照せずに基本権を解釈しているとの見解もある⁽²⁶⁾。

それが本当なら、欧州人権条約上の権利に相当する EU 基本権憲章上の権利に同条約の規定と同一の意味および範囲が与えられる旨を基本権憲章自体が定めていることに照らすと（基本権憲章52条3項）、相当に驚くべきことである⁽²⁷⁾。幸い、EU 司法裁判所は、最近の判決でこれらの重要な原則を再確認している。とはいえ、EU 司法裁判所は、以下のような主張に基づき、欧州人権条約および欧州人権裁判所判例法から導かれる議論に実質的に立ち入ることを拒んでいる。すなわち、欧州人権条約は、「EU がそれに加わっていないかぎり、EU 法に形式的に編入された法文書にはならない。それゆえ、EU 法は欧州人権条約と締約国の法制度との関係を規律しておらず、また同条約と国内法により保障される権利が抵触する場合に、国内裁判所によって引き出されるべき結論について判断もしない」というのである⁽²⁸⁾。

この立場と対照をなすのが欧州人権裁判所の試み、すなわち、国内当局による EU 法の適切な適用に親和的であるだけでなく、それを促進するような欧州人権条約の解釈を可能な限り選択するという試みである。たとえば、欧州人権裁判所は、EU 司法裁判所への先決問題の付託の拒否理由を示さないことが欧

(25) K. Lenaerts 'In Vielfalt geeint-Grundrechte als Basis des europäischen Integrationsprozesses' 42 EuGRZ 353, at 354 (2015): „… handelt es sich bei der Charta um den Schatten des Unionsrechts. So wie ein Gegenstand die Konturen seines Schattens formt, bestimmt auch das Unionsrecht die ‚Konturen‘ der Charta.“

(26) G. De Búrca *op. cit. supra* note 19, at 171.

(27) CJEU, C-601/15 PPU, *J.N. v Staatsssecretaris van Veiligheid en Justitie* (15 February 2016).

(28) Case C-617/10, *Åklagaren v. Åkerberg Fransson* (26 February 2013), para. 44. See also C-571/10, *Kamberaj* (24 April 2012), para. 62; C-398/13 P, *Inuit Tapiriit Kanatami/Commission*, para. 45 (3 October 2013).

州人権条約 6 条 1 項に違反すると判断しており⁽²⁹⁾、また国内裁判所が先決裁定手続を利用しなかった場合に人権保護の〔EU と欧州人権条約との〕同等水準保護推定を適用しないものとしている⁽³⁰⁾。

EU 司法裁判所は、EU が機能不全になるというスキュラの大岩と、基本権を根拠に〔EU が〕集権化するというカリブデイスの大渦巻の〔二つの危険の〕間を沈没せずに乗り切る課題に絶えず直面している⁽³¹⁾。EU 基本権憲章のみに基づいて基本権に関する独自の解釈を発展させつつ、同時に EU の構成国には EU 法の国内法に対する優位性を〔直接に権利を発生させず国内法の EU 法適合解釈義務のみ発生させるという意味で〕間接的にしか効果を有しない EU 二次法でさえも国内憲法に優位することまで含めて受容するように要求している。そのため、EU 司法裁判所は、ヨーロッパの最高位の裁判所〔欧州人権裁判所〕や各国の最高裁判所との協力的な継続的対話から自身を孤立させるだけでなく、それらの裁判所からの抵抗まで引き起こしかねない危険を負うことになる。

舐触する EU 法に対して基本権保障における憲法的アイデンティティーを尊重する必要性を強調する国内判例法は、以前にも増して収斂しつつある。その具体例は、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、ポーランドおよびスペインの憲法裁判所や最高裁判所の判決に見出される⁽³²⁾。イギリス最高裁判所は、その歴史のなかで初めて、ヨーロッパ統合の限界に関するドイツ連邦憲法裁判所の判例法を（ドイツ語で！）明示的に言及し、「EU 司法裁判所の決定は国内憲法秩序のアイデンティティーに疑問を付す仕方では読まれるべきではない」と主張した⁽³³⁾。

(29) *Dhahbi v Italy*, judgment of 8 April 2014 (17120/09).

(30) *Michaud v France*, judgment of 6 December 2012 (no. 12323/11), para. 115.

(31) A. von Bogdandy 'Protecting the essence of fundamental rights against EU Member states' 49 *Common Market Law Review*, No. 2 April 2012, 519.

(32) See the references in J. Nergelius 'The accession of the EU to the European Convention on Human Rights. A critical analysis of the Opinion of the European Court of Justice' *SIEPS* 2015: 3 (June 2015) and the German Federal Constitutional Court's Order of 15 December 2015-2 BvR 2735/14, marginal note 47.

(33) *HS2 Action Alliance Ltd, R v The Secretary of State for Transport & Anor* [2014] UKSC 3 (22 January 2014) citing the German Federal Constitutional Court judgment of 24 April 2013 on the Counter-Terrorism Database Act, 1 BvR 1215/07, para 91: „Im Sinne eines kooperativen Miteinanders zwischen dem

イギリス最高裁判所はさらに、基本権に関する EU 司法裁判所の判例法が、統一のアプローチを指示するものというよりはむしろ、「EU 司法裁判所とドイツ連邦憲法裁判所のような国内憲法裁判所またはイギリス最高裁判所のような最高裁判所との間に存在する協力的な関係の文脈で理解されなければならない」と述べている⁽³⁴⁾。イギリス最高裁判所は、2015年3月25日の判決で、「締約国が明白に合意した内容を見捨てても、EU 司法裁判所が EU 法の範囲を決定し拡大する無制限でかつ上訴不可能な権限を付与されているのではない限り、国内裁判所こそが自国憲法上の取り決めに合致する事項を自身で究極的に決定するものでなければならない」という点を付け加えている⁽³⁵⁾。

2015年12月15日の判決において、ドイツ連邦憲法裁判所も、これらの原則を適用し、基本法79条3項が保障する憲法的アイデンティティーを保護するために不可欠な場合には、基本法のもとで実効的に基本権を保障するうえで EU 法の軽視もやむなしとすべき場合があると判断した⁽³⁶⁾。ドイツ連邦憲法裁判所に提訴したアメリカ市民の原告は、一彼が欠席するなかで、適切な通知や弁護人による代理なしに一イタリアで30年間の禁固刑を言い渡された。〔この事件の原審の〕ドイツ高等地域裁判所は、欧州逮捕状を根拠に、またイタリアでの彼に対する新たな証拠審問が少なくとも不可能でないと十分に考えられることから、ドイツからイタリアへの彼の引渡しを許容する姿勢を見せていたのであった。

本件はこのように欧州逮捕状手続における基本権保障に関係しており、EU 司法裁判所が下したメローニ事件判決の中心的論点とまったく同じ論点に関わっていた。同判決では、ひとたび EU が共通の基本権基準を採用すれば、たとえ憲法に定められた基準であっても、EU 法の「優位性 (primacy)、統一性 (unity) および実効性 (effectiveness)」を毀損しうることから、加盟国がその

Bundesverfassungsgericht und dem Europäischen Gerichtshof ... darf dieser Entscheidung keine Lesart unterlegt werden, nach der diese offensichtlich als Ultra-vires-Akt zu beurteilen wäre oder Schutz und Durchsetzung der mitgliedstaatlichen Grundrechte in einer Weise gefährdete ..., dass dies die Identität der durch das Grundgesetz errichteten Verfassungsordnung in Frage stellte.“

(34) *Ibid.*

(35) *Pham v Secretary of State for the Home Department* [2015] UKSC 19 (25 March 2015).

(36) Order of 15 December 2015-2 BvR 2735/14.

EU 基準よりも高い自国の基準を適用する資格をもはや有しないと判断されていた⁽³⁷⁾。

はたして締約国は、これほどまでに広範囲にわたる意味合いを EU 基本権憲章に与える意図を持っていたのだろうか？ EU 基本権憲章それ自体は、そこに定められる権利と国内憲法または欧州人権条約のもとで保障される権利が並行して適用される場合に、どちらの権利が優越するかについて特定の定めを置いていない⁽³⁸⁾。オーストリア、ドイツ、スイス、アメリカ合衆国など、真の意味での連邦国家でさえ基本権の基準に関して一定の柔軟性を許容しており、それが各々の連邦憲法の「優位性、統一性および実効性」に対する脅威として捉えられていないという事実は特筆すべきである。

ドイツ連邦憲法裁判所が、たとえ抵触する EU 法に対してでさえ抵抗しうる、「統合耐性（独：integrationsfest, 英：integrationproof）」と考えられるドイツ憲法上のアイデンティティーの擁護を強調している限り、核心的な憲法保障を犠牲にする EU 法の無条件の優位性を受容しないという強いメッセージを EU 司法裁判所に送ることになる。ドイツ連邦憲法裁判所の判断はメローニ事件におけるスペイン憲法裁判所の判断に同調している。

スペイン憲法裁判所は、公正な裁判を受ける権利の保障水準を最終的に低下させたが、その根拠を憲法に置いており、EU 司法裁判所判決が拘束力ある決定ではなく「非常に有用な参照（a very useful reference）」に過ぎないことを強調した⁽³⁹⁾。ドイツ連邦憲法裁判所は、手続的根拠だけでなく、本件では責任原則（Schuldprinzip）に相当する実体的根拠にも依拠しているという意味では、スペイン憲法裁判所よりもある程度さらに踏み込んだ立場をとった。同原則のもとでは、いかなる刑事罰も、犯罪および犯罪者の責任が、適用可能な手続規則に合致する手続で証明されることを前提としている。責任原則は、基本法 1 条 1 項に規定される人間の尊厳の保障に根差しており、欧州逮捕状手続の文脈でも保障されなければならない。

(37) C-399/11 *Stefano Melloni v Ministero Fiscal* (26 February 2013). See also C-206/13 *Cruciano Siragusa v Regione Sicilia-Soprintendenza Beni Culturali e Ambientali di Palermo* (6 March 2013).

(38) F. Kirchhof 'Nationale Grundrechte und Unionsgrundrechte: Die Wiederkehr der Frage eines Anwendungsvorrangs unter anderer Perspektive' (2014) *Neue Zeitschrift für Verwaltungsrecht* 1537-1541.

(39) Constitutional Court Judgment STC 26/2014 (13 February 2014).

結果として、ドイツ連邦憲法裁判所は、ヨーロッパ全土の多くの同胞の裁判所と並び、EU 法事項における憲法裁判所の役割を再確認しているが、その態度はナショナリズムの兆候として解釈されるべきではない。EU 次いで採用される措置がかつてないほどに人権に影響を与えるときに（政策分野での具体例として、警察協力、データ保護、テロとの戦い、庇護と移民、ユーロなど）、各国の裁判所が国内憲法の守護者としての自身の役割を放棄するならば逆説的であろう。

EU 司法裁判所は、いわゆる「連邦化の誘惑 (*the federal temptation*)」、すなわち、自身だけが率先して基本権を用いて EU とその法秩序を連邦へと実質的に変革させる誘惑を次第に自覚し始めているように思われる⁽⁴⁰⁾。オメガ事件判決⁽⁴¹⁾、イロンカ・ザイン＝ヴィトゲンシュタイン事件判決⁽⁴²⁾、UPC テレカベル・ウィーン有限会社事件判決など⁽⁴³⁾、EU 司法裁判所の様々な判決は、欧州人権裁判所の評価の余地理論に非常に似た発想を進展させ、ヨーロッパにおける立憲的システムの多元性への尊重を示している。

オメガ事件において、EU 司法裁判所は、加盟国における文化的および社会的相違を理由として、広範な裁量が存在することを明示的に承認した。裁判所は、「人間の尊厳」に基づく措置としてドイツのレーザー銃〔戦争〕ゲームの禁止措置は EU における「サービスの自由」を制限するが、正当化されること、基本権を保障するための詳細な方法に関してはすべての加盟国が共有する観念に対応する必要はないと判断した。この判断は、基本権の制限を正当化するために加盟国が用いる例外措置、それも「EU 法の実施」として EU 基本権憲章の適用範囲に該当すると裁判所が捉えているが、それらの措置についての判例法に全面的に即している⁽⁴⁴⁾。そのような方法により、EU 司法裁判所は、「相互に承諾された本質的要素を尊重するかぎり、他機関の決定に敬讓を払う」

(40) Cruz Villalón, *op. cit. supra* note 2, at 11

(41) Case C-36/02, *Omega Spielhallen- und Automatenaufstellungs-GmbH v Oberbürgermeisterin der Bundesstadt Bonn* [2004] ECR I 09609.

(42) C-112/00, *Schmidberger v Österreich*, [2003] ECR I 05659; C-36/02, *Omega Spielhallen*, [2004] ECR I 09609; Case C-438/05 *Viking* [2007] ECR I-10779-10840; Case C-341/05 *Laval* [2007] ECR I-11767-11894; Case C-208/09 *Ilonka Sayn-Wittgenstein v. Landeshauptmann von Wien* [2010] OJ 2011/C 63/06.

(43) C-314/12, *UPC Telekabel Wien GmbH* (27 March 2014).

(44) C-390/12, *Pfleger, Autoart* (30 April 2014), para. 36.

という合意を通じて、管轄権の潜在的な競合を解決する一方で、EU法の統一的な適用に対する全般的な統制を保持することになる⁽⁴⁵⁾。

しかしながら、二つの異なる基本権カタログが単純に存在し、そしてそれらが大きく異なる文脈で作用する二つの異なる裁判所によって解釈されることで、法的安定性を毀損する危険性を伴うという事実は依然として残っている。この事実は、究極的には、EUと欧州評議会の構成国が次第に重複しつつあるヨーロッパにおいて、二つの基準群が存在することにつながる。2000年3月7日時点で欧州人権裁判所所長であったルツィウス・ヴィルトハーバー氏が欧州評議会閣僚委員会の前で宣言した下記の言葉は、ときに蔓延していた懸念を上手く要約している。「EUおよびより広範なヨーロッパの双方において、代替的な、競合的な、そして潜在的に抵触しうる人権保障システムが存在するという状況を避ける〔ことが肝要である〕。保障システムの重複は、提供される保障を全体的に弱体化させ、この分野における法的安定性を損なう危険性を生じさせる」。閣僚委員会も、そこではすべてのEU加盟国が代表されていることもあり、この立場を無条件に受け入れた⁽⁴⁶⁾。

実際のところ、その時点ですでに、EUが幾つかの点で欧州人権条約のもとで供与される保障よりもさらに先行するかたちで、独自の基本権カタログを發展させる資質を有することについて疑いを持つものはいなかった。しかしながら、「ヨーロッパ全体にとって、……少なからぬ損失も存在しうる。ヨーロッパは、確実にEU非加盟国にとって不利益となるかたちで、人権に関して分裂することになるだろう」〔との指摘も存在していた〕⁽⁴⁷⁾。これが理由となって、すでにラーケン宣言（2001年）と後続のEU条約（2001-2003）、そして政府間会議（2003年と2007年）が諸条約へのEU基本権憲章の編入と欧州人権条約へのEU加入の抱き合わせを作り上げたのである。自身の家でさえも整然と保つことができないとすれば、どのようにして世界規模での人権保護および促進においてヨーロッパが信頼に足る存在となりうるだろうか？

(45) C. F. Sabel and O. Gerstenberg 'Constitutionalising an Overlapping Consensus: The ECJ and the Emergence of a Coordinate Constitutional Order' (2010) *ELJ*, 511 (512).

(46) See Committee of Ministers' reply to Parliamentary Assembly Recommendation 1439 (2000), adopted on 31 May 2000 at the 711th meeting of the Ministers' Deputies, *HRLJ* 2000, 188.

(47) H. G. Schermers 'Editorial' 35 *Common Market Law Review* 6 (1998).

欧州人権条約への EU 加入——不可能な挑戦か？——

2009年12月のリスボン条約発効にしたがい、予想以上に迅速な加入過程へ期待が高まっていた。しかし、2014年12月18日に、EU 司法裁判所は、欧州人権条約への EU 加入に関する協定案⁽⁴⁸⁾と EU 法との適合性について意見 2/13号を発した⁽⁴⁹⁾。EU 司法裁判所は加入協定案が EU 法に適合しないと結論づけた。裁判所が要求した幾つかの修正はかなり技術的な性格のもので容認しうるが、他の懸念は、欧州人権条約、司法内務協力分野の EU 立法、または EU 共通外交安全保障政策と EU 基本権憲章を調和させる必要性など、中心的な問題に関わっている。

欧州委員会副委員長から「EU が欧州人権条約に加入する必要性を固く信じている」との見解を聞けたのは非常に勇気づけられるが⁽⁵⁰⁾、これまでのところ欧州委員会が前進するための具体案を提示できていないのも同様に真実である。そのため、2015年12月に、欧州評議会の全47構成国の政府専門家は、欧州人権条約システムの長期的将来に関する報告において、「いつ、どのように、はたして EU 加入が実現されるのかは、現時点で不明である」と結論づけている⁽⁵¹⁾。

EU 司法裁判所のある裁判官から「加入協定は国際法にいかなる前例もない完全なる即興の作業である」との声を耳にしたことは非常に驚くべきことであ

(48) The text of the draft accession agreement its explanatory report as well as related instruments had been agreed at negotiators' level on 13 April 2013 and can be consulted at: < http://www.coe.int/t/dghl/standardsetting/hrpolicy/Accession/Meeting_reports_en.asp >. On background and initial stages of the negotiations see J. Polakiewicz 'The European Union's Accession to the European Convention on Human Rights' in W. Meng/G. Ress/T. Stein *Europäische Integration und Globalisierung* (Nomos Baden-Baden 2011), 375-391.

(49) Opinion 2/13 (Full Court) (18 December 2014); this Opinion should be read together with the comprehensive 'View' of Advocate General J. Kokott (13 June 2014).

(50) Intervention on 26 March 2015 in Brussels, at the 'High-Level Conference on the Implementation of the European Convention on Human Rights: our shared responsibility', *Proceedings/Actes*, at 28.

(51) Para. 177.

る⁽⁵²⁾。同協定は、ヨーロッパ47カ国と欧州委員会から集められ、EU法と国際法の関連事項に熟知した専門家が苦心して交渉し、賛同した成果である。学术界の専門家は一般的に、「帰属と責任に関する加入協定案の条項は、現存する欧州人権裁判所判例法および国際責任の論点に関する国際法委員会の作業におおむね合致している」と認めている⁽⁵³⁾。

他のすべての国際交渉と同じく、最終的に見出された解決策はときに困難な妥協の産物であり、「EUおよびEU法の特殊な性格」⁽⁵⁴⁾を受容しつつ、欧州人権裁判所の権威と特権、保障メカニズムの補完的性格など、欧州人権条約システムの本質的特徴を保全することの公平なバランスをとっている。すべての交渉当事者の間には最初から、非国家主体としてのEUの加入という目的にとって厳格に必要な事柄に限り、修正と調整が施されるべきであるとの合意が存在していた。

意見2/13号のなかで特に衝撃的な点は、最終的に加入義務を定式化したEU条約6条2項の立憲的重要性に言及したいかなる議論も存在していないことである。その代わり、EU司法裁判所は自身の以前の判例法、特に前述のメローニ事件判決を確認し、「EU法の統一性、優位性および実効性 (primacy, unity and effectiveness)」がEU加入によって影響を受けてはならないと主張している。

欧州人権条約53条が同条約の保障基準よりも高い保障基準の適用を締約国に許容しているため、EU司法裁判所は、「欧州人権条約53条によって締約国に与えられた権限が—同条約上の権利に相当するEU基本権憲章上の権利に関して—基本権憲章上の保障水準を確保するために必要な程度に限定され、かつEU法の優位性、統一性および実効性が毀損されないようにするために、欧州人権条約53条が基本権憲章53条と調和されるべきである」と要求している⁽⁵⁵⁾。

(52) J Malinovsky 'L'adhésion de l'U.E. a la Convention européenne des Droits de l'Homme' 119 RGDIP 705, at 739 (2015): "L'Accord d'adhésion constitue une oeuvre pleine d'improvisation, dépourvue de précédents en droit international, qui, partant, risque d'avoir des conséquences imprévisibles."

(53) SHARES Briefing Paper—A New Framework for Allocating International Responsibility: the EU Accession to the European Convention on Human Rights (2014), at 18, available at www.sharesproject.nl.

(54) See Article 1 of Protocol No. 8 to the Treaty on the Functioning of the European Union.

(55) CJEU Opinion 2/13, para 189.

加盟国がEU諸条約のもとで既に喪失した権限を加入協定の批准がどうして復活できるのかさえ理解困難であることから、EU司法裁判所のこうした要求は多くのEU法専門家にとってさえ驚くべきものであった。しかも欧州人権条約53条は、権限または管轄権に関する条項ではなく、欧州人権条約の他の条項の専占効果〔欧州人権条約により人権保障を全面的に扱い、他の人権保障を全面的に排除するような効果〕を制限するための解釈準則である。同条項は、締約国が欧州人権条約の締結以前に有していなかったいかなる権利も付与することはないのである。

より根本的には、人権保障の文脈では、「高い」と「低い」、最大と最低といった術語を使う有用性自体が疑問に感じられる⁽⁵⁶⁾。人権は、個人の利益と他者や共同体の利益との間の適切なバランスに関する選択を伴う。基本権カタログの一般的に表現された条項に基づき保障水準を数量化することは、しばしば困難であることが判明する。ロナルド・ドゥオーキンは、「自由を汎用的なものとするのは非常に難しい」との適切な見解を述べていた⁽⁵⁷⁾。当該条項は、人権が数量化可能であり、保障の「最大値」対「最低値」という観点から容易に評価しうることを含意している⁽⁵⁸⁾。

より高い基準を限りなく追求する「頂上への競争」は、表現の自由対プライバシー⁽⁵⁹⁾、親になる（または、ならない）決意を尊重する権利⁽⁶⁰⁾、または財

(56) Weiler op.cit. supra note 8.

(57) R. Dworkin *Taking Rights Seriously* (Harvard University Press 1977), 270.

(58) See A-M Widmann 'Article 53: Undermining the Impact of the Charter of Fundamental Rights' 8 *Columbia Journal of European Law* 342-358 (2002).

(59) See *Caroline von Hannover v Germany*, no. 59320/00, judgment of 24 June 2004; *Von Hannover v Germany* (no 2) [GC], nos. 40660/08 and 60641/08, judgment of 7 February 2012.

(60) See *Evans v UK* [GC], no. 6339/05, judgment of 10 April 2007, § 73: "The dilemma central to the present case is that it involves a conflict between the Article 8 rights of two private individuals: the applicant and J. Moreover, each person's interest is entirely irreconcilable with the other's, since if the applicant is permitted to use the embryos, J will be forced to become a father, whereas if J's refusal or withdrawal of consent is upheld, the applicant will be denied the opportunity of becoming a genetic parent. In the difficult circumstances of this case, whatever solution the national authorities might adopt would result in the interests of one or the other parties to the IVF treatment being wholly frustrated."

産権対ストライキ権など、調和が必要となる人権利益が競合する場合にはほとんど意味がない。そのような多極的關係では、一つの権利を拡張したり、それに相対的な重要性を付与したりすることは、他者の権利を制限するという帰結を不可避的に招くことになるだろう。競合関係にある権利が問題となる場合、もともとはドイツ憲法学者であるコンラート・ヘッセ氏が考案した「実際の調和 (*praktische Konkordanz*)」概念を適用することが検討されるべきである⁽⁶¹⁾。同概念は、個々の事案の状況を考慮に入れて、一つの権利に対する制限が他の権利に対する制限と同等になるように、競合する権利の要求を満たすようなバランスを追求する。

宣言された加入目的の一つは、ヨーロッパ市民がすべての EU 加盟国に対して現在享受している保障と同等の保障を EU の行為に対しても与えることで、法的保障に存在する欠陥を補うことにある。その文脈では、欧州人権裁判所が司法内務協力事項における人権を精査することに関して、EU 司法裁判所が反対を示したことは特に問題であると思われる。EU 司法裁判所は、そのような精査が EU 加盟国間の相互信頼義務に適合せず、加入が EU の基調的な均衡を乱し EU 法の自律性を損なうと主張する⁽⁶²⁾。

この議論は EU 法の観点からでさえも疑問の余地がある⁽⁶³⁾。EU の価値—EU 加盟資格の条件であり、それに対する敬意の欠落が重大な場合には同資格の停止にもつながりうる—は、人権および法の支配を含む一方で、EU 法の優位性、司法内務協力における相互信頼、EU 関連事項に対する管轄権行使を国際裁判所から剥奪することについて言及していない。

すべての EU 加盟国が人権の尊重を包括的に確保するという基本的な前提は、現実性をチェックする必要性に迫られている。EU 加盟国は、拷問ならびに非人道的および品位を傷つける取り扱いを定める欧州人権条約 3 条など、いかなる核心的人権の違反認定からも免れるものではない。欧州人権裁判所は、2015 年だけでも、EU 加盟国による 103 件の欧州人権条約 3 条違反、61 件の同条約 5 条違反、および 154 件の同条約 6 条違反を認定している⁽⁶⁴⁾。

(61) K. Hesse *Grundzüge des Verfassungsrechts der Bundesrepublik Deutschland* (Müller, Heidelberg, 20th edition 1999), marginal note 75.

(62) CJEU Opinion 2/13, para. 194.

(63) On the following see already See J. Polakiewicz 'EU law and the ECHR: Will the European Union's accession square the circle?' *European Human Rights Law Review* (2013), 592–605.

EU 諸条約のもとでは、相互承認は単に EU 加盟国間の司法協力を促進するために用いられる「原則」にすぎない。同概念は、EU の一次法のもとでの基本権を尊重する義務と天秤にかけたり、さらに悪い場合として、当該義務の遵守から逃れるために用いるべきものではない。基本権の尊重は、EU 運営条約 67 条 1 項に明示的に予見されているように、自由・安全・正義の領域の鍵となる要素を構成している。EU 自身の基本権機関が、相互承認を規定する EU 立法において、基本権を根拠とした拒否事由の活用を推奨していることは特筆すべきである⁽⁶⁵⁾。より一層重要なことに、司法内務協力に関する近年の法的文書である欧州捜査令状指令 2014/41/EU では、基本権の不遵守が拒否事由となると明示的に規定されている（11 条 1 項 f）。

N.S. 事件において、EU 司法裁判所は、EU 圏最初の入国先への庇護希望者の送還につき、ダブリン II 規則の規定を遵守する加盟国の義務に対して、基本権に優位性を付与する態勢にあった。EU 司法裁判所は、送還先の国の庇護手続および受入状況における制度的不全が EU 基本権憲章 4 条の意味での非人道的または品位を傷つける取扱いを引き起こす現実の危険性を有するときには、加盟国が庇護希望者を送還してはならないと認めている⁽⁶⁶⁾。EU 司法裁判所は、11ヶ月前の M.S.S. 対ギリシャおよびベルギー事件での欧州人権裁判所大法廷判決と同様に⁽⁶⁷⁾、ギリシャにそのような制度的欠陥が存在していたことを認定した。

欧州逮捕状事件におけるドイツ連邦憲法裁判所の結論が、タラケル事件判決における欧州人権裁判所の結論⁽⁶⁸⁾、すなわち、加盟国はすべての事案で引渡被請求者の権利が尊重されるよう確保する義務を有するとした結論と同一であったという点は極めて重要である⁽⁶⁹⁾。国内の憲法裁判所および最高裁判所にとって、個別の場合に通常立法の無制限な適用が基本権を侵害するかを審査することは一般的な実践である。必要な場合には、そのような立法は度外視されるか、または基本権を遵守するかたちで制限的に解釈される。この手法は制度

(64) ECtHR 'Violations by Article and by State 2015'.

(65) Opinion of the European Union Agency for Fundamental Rights on the draft Directive regarding the European Investigation Order (February 2011).

(66) Joined cases C-411/10 and C-493/10 *N.S.* (21 December 2011), para. 94.

(67) Application no 30696/09, judgment of 21 January 2011.

(68) *Tarakhel v Switzerland*, no. 29217/12, judgment of 4 November 2014.

(69) Order of 15 December 2015 - 2 BvR 2735/14, marginal note 110.

的または構造的な人権侵害のみならず、人権侵害の個別事例にも当てはまる。EU 司法裁判所に係属中の 2 つの事件は、基本権が欧州逮捕状枠組のもとの引渡請求にどの程度対抗しうるかという問題に再び言及することになる⁽⁷⁰⁾。司法的対話が実を結ぶことを期待しよう。

これらの判決は同時に、EU の加入が実現していない場合でさえ、司法内務協力事項がすでに欧州人権裁判所で問題となっていることを示している⁽⁷¹⁾。欧州人権裁判所は、EU 内での民事判決の承認に関する事件において大法廷判決をじきに下すだろう。司法内務協力事項での相互信頼概念に対する課題は、現状以上に深刻になることはないと思われる。むしろ反対に、加入や強力な共同被告メカニズムは、超国家および国家レベルの双方で論者の積極的な参加を促し、それによって多様な相互承認における信頼と関係する個人の人権保障を強化することで、全体として司法内務協力を包括的に外部的から精査する可能性をもたらすことになる。司法内務協力を外部統制の範囲から除外することは、実効的な基本権保障が最も必要とされる核心的な分野の一つにおいて、欧州人権裁判所が現有する管轄権を減退させることになるだろう。

結論

基本権の目標と意義は、画一化または統一性を助長することではなく、個人の権利拡大や主に国家権力に対する自由の保障に関わっている。ヨーロッパの多層的権利保障システムは、各々の（憲法的、EU または国際的）起源によって整然と分けられた層ではなく、相互に補完し合う保障の層で構成されている。統一性は、各々が基本権保障の異なる伝統を持つ国家から成り立っているヨーロッパにおいて、必要でも望ましいものでもない。

必要とされているのは、人間であるという理由によりすべての者に適用されるような一定の最低基準に関して意見を一致させることである。それらは、有

(70) *Cases C-404/15 Pál Aranyosi and C-659/15 PPU Robert Căldăraru*. Advocate General Y. Bot presented his opinion on 3 March 2016. See also, Judgment of the Court (Grand Chamber) of 5 April 2016 (added by translator).

(71) *Avotiņš v. Latvia*, no. 17502/07, Chamber judgment of 25 February 2015. The Grand Chamber hearing took place on 8 April 2015 with the European Commission having been authorised in accordance with article 36 (2) ECHR to participate as a 'third-party'.

徳も不徳も同様に、すべての人間の権利である。ヨーロッパ・システムは、相互の尊重および信頼、善意、そして協力に拠って立つ場合にのみ、信頼に足り得る存在であり続けるだろう。モビールが作動するうえでは、全体的なバランスを保つために、システムの異なる部品が繊細さをもって各々の役割を果たす必要がある。これはすべて、誠実な対話と「他の」裁判所が用いる議論に実質的かつ透明性を伴って参加する意欲だけでなく、国内法秩序および超国家的法秩序の双方を越境する一定の共通（最低）基準を承認することを必要とする。